

社会福祉法人 北島町社会福祉協議会役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北島町社会福祉協議会定款第24条の規定に基づき、定期的に執務実態が認められる役員に対し、報酬の支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は次表のとおりとする。

区分	報酬額
1 会長	月額 70,000円
2 監事	年額 12,000円

(報酬の支給)

第3条 前条の報酬は、会長は月1回支給し、監事は年1回支給する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。